



エア・ウォーターが中山製鋼所<5408>株式の変更報告書を提出



東証1部の中山製鋼所<5408>について、エア・ウォーターが5月31日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「本店所在地の変更」によるもの。

報告義務発生日は、2019年6月26日。